

滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について

1 改正の考え方

平成27年9月28日に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」(以下「法」という。)が公布・施行された。法第3条において「滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画(以下「琵琶湖保全再生計画」という。)を定めることができる」と規定されていることから、県では本計画を策定することとしている。これまで、本審議会では、琵琶湖総合保全部会において、「滋賀県琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)」の改定や進捗管理等について審議しているところであり、マザーレイク21計画と方向性が同じである琵琶湖保全再生計画についても同部会で審議いただく必要があるため、同部会の所掌事務を改正するもの。

2 改正案

新		旧	
<p>付 則 この要領は、平成24年6月6日から施行する。</p> <p>付 則 この要領は、平成28年6月 日から施行する。</p>		<p>付 則 この要領は、平成24年6月6日から施行する。</p>	
別表	別表	部会名	部会名
環境企画部会	環境企画部会	環境企画部会	環境企画部会
温暖化対策部会	温暖化対策部会	温暖化対策部会	温暖化対策部会
水・土壌・大気部会	水・土壌・大気部会	水・土壌・大気部会	水・土壌・大気部会
廃棄物部会	廃棄物部会	廃棄物部会	廃棄物部会
自然環境部会	自然環境部会	自然環境部会	自然環境部会
温泉部会	温泉部会	温泉部会	温泉部会
琵琶湖総合保全部会	琵琶湖総合保全部会	琵琶湖総合保全部会	琵琶湖総合保全部会
所 掌 事 務	所 掌 事 務	所 掌 事 務	所 掌 事 務
一 環境の保全に係る基本的な施策に関すること(他の部会の所掌に係るものを除く)。	一 環境の保全に係る基本的な施策に関すること(他の部会の所掌に係るものを除く)。	一 環境の保全に係る基本的な施策に関すること(他の部会の所掌に係るものを除く)。	一 環境の保全に係る基本的な施策に関すること(他の部会の所掌に係るものを除く)。
二 他の部会の所掌に属しない事項に関すること。	二 他の部会の所掌に属しない事項に関すること。	二 他の部会の所掌に属しない事項に関すること。	二 他の部会の所掌に属しない事項に関すること。
一 温暖化対策に関すること。	一 温暖化対策に関すること。	一 温暖化対策に関すること。	一 温暖化対策に関すること。
一 公共用水域および地下水の水質の保全ならびに土壌汚染の防止に関すること。	一 公共用水域および地下水の水質の保全ならびに土壌汚染の防止に関すること。	一 公共用水域および地下水の水質の保全ならびに土壌汚染の防止に関すること。	一 公共用水域および地下水の水質の保全ならびに土壌汚染の防止に関すること。
二 大気質の保全ならびに悪臭、騒音および振動の防止に関すること。	二 大気質の保全ならびに悪臭、騒音および振動の防止に関すること。	二 大気質の保全ならびに悪臭、騒音および振動の防止に関すること。	二 大気質の保全ならびに悪臭、騒音および振動の防止に関すること。
一 廃棄物の処理に関すること。	一 廃棄物の処理に関すること。	一 廃棄物の処理に関すること。	一 廃棄物の処理に関すること。
一 自然環境の保全、自然公園および鳥獣保護に関すること。	一 自然環境の保全、自然公園および鳥獣保護に関すること。	一 自然環境の保全、自然公園および鳥獣保護に関すること。	一 自然環境の保全、自然公園および鳥獣保護に関すること。
一 温泉に関すること。	一 温泉に関すること。	一 温泉に関すること。	一 温泉に関すること。
一 琵琶湖の総合保全に関すること。	一 琵琶湖の総合保全に関すること。	一 琵琶湖総合保全部会	一 琵琶湖総合保全部会